

第7章 検査

第7章 検査	
1 検査項目	7-1
(1) 申請書との整合	7-1
(2) メーターの設置	7-1
(3) 止水栓（仕切弁）の位置	7-1
(4) 管の埋設深さ	7-1
(5) 配管及び接合	7-1
(6) 給水用具の取付け	7-1
(7) 路面復旧の確認	7-1
(8) 受水槽式	7-1
(9) 水圧試験	7-1
(10) 水質確認	7-1
(11) その他必要な項目	7-2
(12) 工事写真	7-2
2 完工検査	7-2
3 その他	7-2
様式	7-3
給水管水圧試験規程表	7-6

第 7 章 検査

検査は、給水工事がこの基準に適合し、給水装置工事申請書及び給水工事設計書（以下「申請書」という。）どおり施工され、常時良好な給水状況を確保するために行うものである。

1 検査項目

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事完工報告書(別紙様式)を単に提出するだけでなく、その職務及び責任を十分認識し、申請書との照合、構造材質基準との適合等各項目の内容を、工事完工後直ちに確認し、不備があれば手直しを行い、給水装置工事完工報告書を速やかに提出すること。

(1) 申請書との整合

ア 給水装置図面、位置図、材料表等の確認をすること。

イ メーター・分岐・仕切弁の位置及び道路断面図の記入をしていること。

(2) メーターの設置

ア メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。

イ 検針、取替えに支障がないこと。

(3) 止水栓(仕切弁)等の位置

ア 止水栓の操作に支障がないこと。

イ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。

ウ ボックス類は、傾きがなく、スピンドルの位置が中心にあること。

エ 市メーター口径 50mm 以上の場合は、市メーター下流側へ近接して、適切な逆流防止器具が基準どおり設置されていること。

(4) 管の埋設深さ

所定の深さが確保されていること。

(5) 配管及び接合

ア 配管の口径、経路、給水用具の位置等が、図面と整合していること。

イ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

ウ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な処置がされていること。

エ 逆流防止のための給水用具及び吐水口空間が確保されていること。

オ クロスコネクションがないこと。

カ 適切な接合が行われていること。

(6) 給水用具の取付け

ア 基準省令適合品であることを確認すること。

イ 適切な接合が行われていること。

(7) 路面復旧の確認

ア 道路管理者の指示どおり施工されていること。

イ 路面の凹凸、表示等の確認をすること。

(8) 受水槽式

ア 吐水口と越流面等との位置関係の確認をすること。

イ 警報装置の作動の確認をすること。

ウ 故障等の非常時の連絡先が明示されていること。

エ 受水槽が基準どおり設置されていること。

(9) 水圧試験

給水装置工事主任技術者は、配管完了後又は配管途中（埋戻し前）において、市監督員の立合の上、テストポンプを使用し、水圧試験（1.75 メガパスカルの水圧を 1 分以上かけて漏水の有無を確認すること。）を行わなければならない。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(10) 水質確認

水質確認書（別紙様式）を使用し、給水装置の末端（受水槽式においては、給水設備の末

端)で遊離残留塩素の含有率を 0.1mg/L 以上有すること及びにごり, 味, 臭い, 異物の混入等がないことを確認すること。

また, 市から指示があった場合は, 速やかに水質確認書を提出すること。

- (11) その他必要な項目
- (12) 工事写真
当市が指示したところ

2 完工検査

- (1) 給水装置完工報告書により, 管理者が行う検査を受けなければならない。
- (2) 検査の結果, 不良箇所があった場合は, 速やかに補修を行い, 再検査を受けなければならない。
- (3) 管理者が行う検査は, 原則として主任技術者が立会うこと。

3 その他

主任技術者は, 施工した給水装置工事ごとに次に掲げる事項に関する記録を作成し, 作成の日から3年間保存すること。

- (1) 施主の氏名又は名称
- (2) 施工の場所
- (3) 施工完了年月日
- (4) 主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 構造及び材質が基準省令に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果
- (8) 水質確認書

給水装置工事完工報告書

完工報告日	年 月 日	市整理番号	-
工事場所	赤磐市	水道番号	
工事申請者名		工事種別	

給水装置の構造及び材質等を下記のとおり確認したので報告します。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者 氏 名 印
 交付番号

検 査 項 目	確認欄	検査欄
1 申請書との整合		
2 メーター番号の確認(番号 , 年 月 日取付)		
3 メーターの設置		
4 止水栓(仕切弁)の位置		
5 管の埋設深さ		
6 配管及び接合		
7 給水用具の取付け		
8 路面復旧の確認		
9 受水槽		
10 水圧確認 実施年月日	年 月 日	
11 水質確認 実施年月日	年 月 日	
12 工事写真		

指示事項または処置

検査結果	合格	不合格
------	----	-----

検査年月日

年 月 日

検査員 印

検 査 項 目		確認欄	検査欄
1	申請書との整合 給水装置図面，位置図，材料表等の確認 メーター・分岐・仕切弁の位置及び道路横断図の記入		
2	メーター番号の確認 各戸のメーター番号を確認できるようにする		
3	メーターの設置 メーターの逆付け，片寄りがなく，水平に取付けている 検針，取替に支障がない		
4	止水栓（仕切弁）の位置 止水栓の操作に支障がない（ハンドル及びレバ-用保護キャップ等の状態を確認） 市水栓の逆付け，傾きがない ボックス類の傾きがなく，スピンドルの位置が中心にある 市メ-タ口径 50mm 以上の場合は，市メ-タ下流側へ近接して，適切な逆流防止器具が基準どおり設置されている		
5	管の埋設深さ 所定の深さを確保している		
6	配管及び接合 配管の口径，経路，給水用具の位置等が図面と整合している 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに連結していない 汚染，破壊，侵食，凍結，逆流防止等の処置をしている クロスコネクション（誤接合）がない		
7	給水用具の取付け 基準省令適合品を使用している 適切な接合が行われている		
8	路面復旧の確認 路面に凹凸がない 路面標示を復旧している		
9	受水槽 受水槽を基準どおり設置している 警報装置の作動の確認 故障等の非常時の連絡先を明示している 吐水口と越流面等の空間が確保されている		
10	その他 維持管理者選任（変更）届の提出確認		
11	工事写真 工事写真の提出確認		

水 質 確 認 書

受 付 年 月 日	年 月 日	水 道 番 号	
市 整 理 番 号		工 事 種 別	
給 水 場 所			
申 請 者 氏 名			
水 質 検 査			
検 査 年 月 日	年 月 日		
給 水 方 式	直圧式・受水槽式		
検 査 箇 所	ドレン	mm 給水栓	その他()
1 遊離残留塩素			mg/L
2 にごり	異常	あり	なし
3 味	異常	あり	なし
4 臭い	異常	あり	なし
5 異物混入	異常	あり	なし
6 その他	異常	あり	なし

上記のとおり水質の確認を行った結果、異常ありません。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者

氏名

印

交付番号

給水管水圧試験規定表

工 事 種 別	項 目	配水管～直結止水栓	量水器～給水栓	備考
新 設	A 試験圧力	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)	1.75MPa 1 分間以上	
	B 残留塩素測定			
	C 残塩測定写真			
新 設 直 結 止	A	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)		
	B			
	C			
改 造 メ ー タ ー 下 流 新 設	A		1.75MPa 1 分間以上	
	B			
	C			
改 造 給 水 栓 増 減	A		0.75MPa5 分間以上	
	B			
	C			
改 造 増 径	A	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)		
	B			
	C			
改 造 メ ー タ ー 位 置 変 更	A	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)	0.75MPa5 分間以上	
	B			
	C			
改 造 水 栓 位 置 変 更	A		0.75MPa5 分間以上	
	B			
	C			
改 造 既 設 接 続	A		0.75MPa5 分間以上	
	B			
	C			
修 繕	A		0.75MPa5 分間以上	
	B			
	C			
移 転 新 設	A	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)	1.75MPa 1 分間以上	
	B			
	C			
移 転 新 設 増 径	A	0.5MPa5 分間以上(PP の場合) 0.75MPa " (PP 以外)	1.75MPa 1 分間以上	
	B			
	C			